山梨県特別支援教育振興審議会 資料集Ⅳ

【他プランとの関連】

- 1 「山梨県教育振興基本計画」山梨県教育委員会(R01~R05)
- 2 「やまなし子ども・子育て支援プラン」子育て支援課 (H27~R01)
- 3 「やまなし障害児・障害者プラン 2018」障害福祉課 (H30~R02)

資料1 山梨県教育振興基本計画(特別支援教育に係る内容について抜粋)

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

新しい時代を拓く本県教育の進むべき方向とその実現に向けた基本的な施策を明らかにするため、この計画を策定しました。

4 計画の期間

この計画の対象とする期間は、2019 (令和元) 年度を初年度とし、2023 (令和5) 年度を目標年度とする5年間とします。

第4章 山梨県教育の目指す方向

1 基本理念

学び続け 共に生き 未来を拓く やまなしの人づくり

目指す姿

未来を拓く人

◆ 夢と志を持ち、やりがいや生きがいを持ちながら学び、新しい価値の「創造」に向けて、たくましくしなやかに未来を拓く姿を目指します。

学び続ける人

- ◆ 新しい時代に必要となる資質・能力や個性を 最大限に伸ばし、社会的・職業的に「自立」 するとともに、自己実現に向けて学び続ける姿 を目指します。
- ◆ 生涯を通じて健康で、多様な学びの機会と社会参加の機会を楽しみ、生きがいとする姿を目指します。

共に生きる人

- ◆本県の豊かな自然、歴史、伝統・文化、産業を学び、世界に目を向け、他者との「協働」により、持続可能な地域社会づくりを牽引する姿を目指します。
- ◆ 個人や社会の多様性を尊重し、性別、 世代、国籍、価値観などの違いを越え て、全ての人が互いに学び合い、高め 合い、支え合う姿を目指します。

2 基本目標

基本目標I

「生きる力」を育む質の高い教育の実現

子供たちが夢に向かい粘り強く努力するとともに持続可能な社会を創り出す姿を目指し、「生きる力」が最大限に育まれるよう、一人一人の個性や能力に応じたきめ細かな教育の充実を図ります。

【基本方針】

- 1. バランスのとれた知・徳・体を育成します
- 2. ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材を育成します
- 3. 学校・家庭・地域による教育を推進します

基本目標Ⅱ

人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開

生涯を通じて、多様な学びの機会と社会参加の機会を確保できるよう努め、併せて、 県民が健康で心豊かな生活を送るために、スポーツ及び文化芸術にふれあい親しむ機会 の充実を図ります。

【基本方針】

- 1. 学びと活用が循環する生涯学習を推進します
- 2. 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます

基本目標Ⅲ

だれもが安心して学べる教育環境の整備

だれもがあらゆる機会にあらゆる場所で学べるよう学びの機会の充実を推進します。 また、子供たちが安心して質の高い教育を受けられるよう、キャリアステージに応じた 研修による教員の資質向上、子供と向き合う心や時間のゆとりの確保に努めます。

【基本方針】

- 1. 質の高い教育のための環境整備に努めます
- 2. 多様な学びの機会の充実と提供を図ります

基2	Z
NAME OF TAXABLE PARTY.	
理念	죿

学び続け

やまなしの人づくり

■基本目標 I 「生きる力」を育む質の高い教育の実現		
■基本方針	■施策項目	
1.バランスのとれた知・ 徳・体を育成します	(1)確かな学力の育成	
	(2)豊かな心の育成	
	(3)健やかな体の育成	
	(4)幼児期における質の高い教育の推進	
2.ふるさとに誇りを持 ち、地域や世界で活躍 する人材を育成します	(1)グローバルに活躍する人材の育成	
	(2)キャリア教育の推進	
	(3)イノベーションを牽引する人材の育成	
	(4)大学等の高等教育の振興	
	(5)スポーツ・文化芸術分野の人材の育成	
3.学校・家庭・地域による教育を推進します	(1)家庭・地域の教育力の向上	
	(2)学校・家庭・地域との連携・協働の推進	

人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開 ■基本目標Ⅱ ■基本方針 ■施策項目 (1)生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進 1.学びと活用が循環する 生涯学習を推進します (2)よりよい地域づくりに向けた学びの推進 2.生涯にわたって活躍で (1)社会人の学び直しの支援 きる学びの体制づくり (2)障害者の生涯学習の推進 に努めます

■基本目標Ⅲ だれもが安心して学べる教育環境の整備		
■基本方針	■施策項目	
1.質の高い教育のための環境整備に努めます	(1)学校における働き方改革の推進	
	(2)魅力ある学校を支える指導体制の充実	
	(3)ICT 活用のための基盤整備	
	(4)安全・安心で質の高い教育環境の整備	
2.多様な学びの機会の 充実と提供を図ります	(1)全ての子供の教育機会を保障する支援	
	(2)多様性を包み込む教育の推進	

基本目標皿 だれもが安心して学べる教育環境の整備

基本方針2 多様な学びの機会の充実と提供を図ります

基本方針2 多様な学びの機会の充実と提供を図ります			
施策項目	施策の概要	関係課	
施策項目 (2) 多様性を包み込 む教育の推進	施策の概要 ①特別支援教育の推進 主な取組 ア 学びを育む教育支援体制の整備 ・特別支援学校の教育施設の整備及び適正規模・適正配置等について検討を進め、特別支援学校の教育の充実を図ります。また、子供たちの障害の多様化や重複化に対応するために、医療、福祉等の関係機関と連携し、病弱教育や医療的ケア対象児童生徒の教育保障のための教育支援体制の強化を図ります。・子どもの心のケアに係る総合拠点(仮称)内に新たに設置する	関係課義務校校校別課金ンと調整を対する。 高特育 単数 育 単数 育 単数 育 単数 育 単数 を を と と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と	
	児童心理治療施設に併設する特別支援学校において、児童生徒の状態に応じた教育を実施します。 イ 連続性のある多様な学びの場の充実 ・全ての学校において、特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、「通常の学級」、「通級による指導」、「特別支援学級」、「特別支援学校」それぞれの学びの場における教育の充実を図ります。 ・教育事務所等の関係機関と連携し、就学前から高等学校卒業まで切れ目なく支援を行うことができる教育支援体制の強化を図ります。		
	・心理士等の外部専門家を活用した特別支援学校のセンター的機能をさらに充実させます。 ウ 自立と社会参加に向けた教育の充実 ・障害のある子供の可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加に必要な力を培うために、関係機関との連携を強化するとともに、キャリア教育の充実を図ります。また、共生社会の形成に向けて、全ての子供たちが経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、交流及び共同学習を推進します。 エ 質の高い学びを支える教員の専門性の向上 ・様々な障害特性に対応できるより高い専門性を身に付け、それぞれの職種や役割に応じた資質向上を図るために研修を充実させます。		

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

「やまなし子ども・子育て支援プラン」は、すべての子どもが健やかに成長できるとともに、 本県で家庭を築き、安心して子どもを産み育てることのできるよう、子どもの最善の利益が実現 され、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の構築を目指します。

4 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

5 計画の進行管理

県は、毎年度、計画における各事業の進捗状況を点検、評価し、山梨県子ども・子育て会議に報告します。また、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な見直しを実施します。

第4章 具体的な施策

- 6 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み
- (4) 障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実

【施策の方向性】	【具体的な取り組み】
○ インクルージョンの理念が社会に広がる	○ 障害のあるすべての子ども一人ひとりのニー
中、障害のある子ども一人ひとりのニーズを	ズに応じた適切な教育を実施するため、教職員の
把握し、必要な支援を行い、自立と社会参加	専門性の向上を図り、保健・福祉・労働等の関係
に向けた教育のさらなる充実を図ります。	機関との連携の強化を図るとともに、障害のある
	人と障害のない人との相互理解を促進するため、
	特別支援学校と幼・小・中・高等学校等及び地域
	の方々との交流を充実します。

やまなし子ども・子育て支援プラン 施策体系

基本理念

子どもの最善の利益が実現され、 笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の構築

基本的な視点

すべての 子どもの成長 に関する視点

子育て世代に関する視点

子どもと子育てを 社会全体で 支援する視点

施策

地域における子育ての支援

①地域における子育て支援サービスの充実 ②子育でに係る負担の軽減

幼児期の教育・保育の充実

- ①教育・保育サービスの充実
- ②教育・保育の質の向上
- ③保育人材の確保・定着の推進

親と子の健康の確保及び増進

- ①母と子の健康づくり
- ②周産期医療・小児医療等の充実
- ③思春期における健康づくり
- ④食育の推進

子どもたちを取り巻く教育環境の充実

- ①次代の親となる若者の育成と自立促進
- ②自然体験活動の推進
- ③確かな学力の定着・向上
- ④豊かな心の育成
- ⑤家庭・地域の教育力の充実
- ⑥スポーツ・健康教育の充実
- ⑦青少年を取り巻く環境の整備

仕事と子育てを両立するための支援

- (1)仕事と子育ての両立の推進
- ②男性の子育ての促進
- ③企業に対する支援

支援を必要とする子どもたちへの きめ細かな取り組み

- ①児童虐待の発生予防、早期発見・早期 対応、支援
- ②社会的養育体制の充実
- ③ひとり親家庭への支援
- ④障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実
- ⑤子どもの貧困対策の推進

子育てを安全安心にできる環境づくり

- ①安全・安心なまちづくり推進体制の整備
- ②交通安全の推進
- ③災害時における子ども・子育て支援

結婚の支援

- ①結婚に役立つ情報の提供
- ②出会いの機会の提供

第1章 プランの基本的な事項

1 プラン策定の趣旨

このプランでは、今年(2018(平成30)年)発効から10年の節目を迎える障害者の権利に関する条約の趣旨や国の動向を踏まえ、障害者基本法の目的である共生社会の実現に向け、福祉はもちろんのこと、医療や雇用、教育、買い物、地域安全、防災など、障害のある方を取り巻く環境について総合的に取り扱います。

3 計画の期間

2018 (平成30) 年度から2020 (平成32) 年度までの3年間

第4章 分野別施策の展開

5 施策の展開

(3) 自らの力を高め、いきいきと活動するための施策

障害のある人の自立を促進する上で教育は重要な役割を担うことから、障害のある児童生徒が、 合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育が受け られるよう積極的に支援していきます。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには経済的な基盤を確保する必要があるので、 その能力に応じて適切な職業に従事することができるように、多様な就労の機会を確保するとと もに、個人の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練など、就労促進に向けた総合的な取組 を関係機関と連携を図りながら実施していきます。

また、障害のある人が円滑に情報を取得、利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことが できるように、情報の提供やコミュニケーション支援を充実させていきます。

また、障害のある人の行動範囲を広げるため、その移動手段などに対し支援するとともに、文化 芸術活動やスポーツなどにも積極的に参加できる環境を整え、地域での生活の質を高めていきま す。

やまなし障害児・障害者プラン2018 施策の体系図

